**機械設備工事　特記仕様書（給排水設備工事）**

神戸市建築技術管理委員会　令和６年７月改訂

1. 工事種目

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○ | 給水設備 | ○ | 排水設備 | ○ | 衛生器具設備 | ○ | 消火設備 | ○ | 給湯設備 |
| ○ | 厨房機器設備 | ○ | 浄化槽設備 | ○ | 雑用水設備 | ○ | 井水設備 | ○ | 雨水利用設備 |
| ○ | 換気設備 | ○ | 電気設備 | ○ |  | ○ |  | ○ |  |

1. 工事範囲
2. 使用材料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 管　種 | 継　手 | 備　考 |
| ○ | 給水引込管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋外給水管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋内給水管 |  |  |  |  |
| ○ | 給水引込管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋外給水管 | （直圧） |  |  |  |
| ○ | 屋外給水管 | （タンク末流） |  |  |  |
| ○ | 屋内給水管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋外汚水管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋内汚水管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋外雑排水管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋内雑排水管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋外通気管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋内通気管 |  |  |  |  |
| ○ | 排水集合管 |  |  |  |  |
| ○ | 器具接続配管 |  |  |  |  |
| ○ | 雑用水管 |  |  |  |  |
| ○ | 給湯管 |  |  |  |  |
| ○ | 膨張管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋外消火管 |  |  |  |  |
| ○ | 屋内消火管 |  |  |  |  |
| ○ | ガス配管 |  |  |  |  |
| ○ |  |  |  |  |  |
| ○ |  |  |  |  |  |
| ○ |  | 弁 | （50A以下） |  |  | JIS 5K |
| ○ |  | 弁 | 〃 |  |  | JIS 10K |
| ○ |  | 弁 | （65A以上） |  |  | JIS 5K |
| ○ |  | 弁 | 〃 |  |  | JIS 10K |
| ○ |  |  |  |  |  |
| ○ |  |  |  |  |  |
| ○ |  |  |  |  |  |
| ○ |  |  |  |  |  |

1. 給水設備
2. 直圧給水設備

神戸市水道事業管理者の基準による。

1. 給水引込工事

○新　設（○本工事　　○別途） ○既設

1. 水道分担金

○本工事 ○別途

1. バルブ

水道直結式配管及び給水ポンプ系統には10K形、その他には5K形を使用する。

1. バルブボックス
	* + 各桝類仕様書による。

神戸市ホームページを参照のこと。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>

以下、各桝類仕様書の参照先は上記ホームページとする。

○　（　　　　　　　　　　　　　　）

1. 保温
2. 給水配管の保温 ※　標準仕様書（3.1.5各表）　（○（ロ）　※（ハ））

ただし、量水器周りは、神戸市水道事業管理者の基準による。

○　神戸市水道事業管理者基準（ ）

1. 雑用水配管の保温 ※　給水配管と同仕様とする。

○　（ ）

1. 給水配管の保温外装材 ※　標準仕様書（表2.3.5） ○　（ ）

※　屋外露出　（※E3　　○　　　）

1. 給水管の保護

地中直圧配管に使用するポリエチレン管は、神戸市水道事業管理者の基準による保護を行うこと。

1. 量水器

水道局契約用以外の量水器は、 ※　製造者標準　　　○　標準仕様書

1. 水質基準

厚生労働省令１３８号（給水装置の鉛浸出基準）を

※　全ての飲料水配管に適用する。　　○　（　　　　　　　　　　　　　　）

1. 緊急遮断弁装置

仕様 ※　標準仕様書（○　電気式　　　○　機械式） ○　（ ）

1. ポリエチレン管　建物導入部の点検用桝

○　設置する（ ） ※　設置しない

1. 排水設備
2. 放流先

※　下水本管直接放流　　　　　　　　○　浄化槽

1. 下水引込工事

○　新設（※本工事　　○別途）　　　○　既設

1. 排水桝

桝、ふた、などの形状、寸法などは各桝類仕様書による。

1. 小口径桝会所

※　各桝類仕様書による。 ○　（　　　　　　　　　　　　　　）

1. 衛生器具設備
2. 衛生器具
3. 設計図に記載されている品番は、便宜上ＴＯＴＯ、ＬＩＸＩＬの品番を使用している。
4. 取付高さ　　　　　※　監督員指示　　　○　（　　　　　　　　　　　　　　）
5. 給水栓
	* + 節水こま（散水栓を除く）　 　　 ○　標準品

流し台に水栓類を取付ける際には、パネル継手を使用する。

1. 散水栓桝

※　各桝類仕様書による。

○　（　　　　　　　　　　　　　　）

1. 温水洗浄便座

※　別途機器表による ○　（ ）

1. 消火設備
2. 配管の保温

屋外露出配管　　 ※　要 ○　不要

屋内配管 ○　要 ※　不要

保温の仕様 ※　標準仕様書（3.1.5各表）　（※（ロ）　○（ハ）） ○　（ ）

1. 屋内消火栓

○　１号消火栓 ○　易操作性１号消火栓 ○　２号消火栓

1. 閉鎖型スプリンクラーヘッド

○　高感度型ヘッド（１種） ○　標準型ヘッド（２種） ○　（　　　　　　　　　　）

1. 泡消火薬剤

※　水成膜泡消火薬剤 ○　合成界面活性剤泡消火薬剤

1. 消火器、消火器用箱
2. 消火器　 ※　本工事　　　　　　　　　　　○　別途工事（　　　　　　　　　　　　　　）
3. 消火器用箱 ○　本工事（　　　　　　　　）　○　別途工事（　　　　　　　　　　　　　　）
4. 給湯設備
5. 給湯器

設計図に記載されている品番は、便宜上ノーリツの品番を使用している。

1. 保温

膨張タンク ※　要 ○　不要

給湯器排気筒の保温仕様 ※　標準仕様 ○　（　　　　　　　　　　　　　　）

ただし、屋内隠蔽、PS内 ※　Ｎ(イ)Ⅸ ○　（　　　　　　　　　　　　　　）

（標準仕様書各表2.3.2による）

1. 特記事項